

一般社団法人東京都老人保健施設協会  
会長 平川 博之 様

東京都福祉保健局長  
佐藤 智秀  
(公印省略)

令和 5 年度東京都プラチナナース就業継続支援事業 第 1 回施設管理者セミナー  
の開催について (通知)

日頃より東京都の保健医療行政に御理解、御協力いただき、お礼申し上げます。

東京都では、看護職員確保対策を目的に、「東京都プラチナナース就業継続支援事業」を実施しております。本事業は、定年退職前後の看護職員が、定年後もそのキャリアを継続し、様々な職場で能力を発揮することができるよう、退職前からその後のライフプランを考え、多様な職場を知る機会を提供することにより、経験豊富な看護職員の潜在化を防止するとともに、定着・再就業の促進を図ることを目的としております。

この度、本事業の実施に当たり、下記のとおり「東京都プラチナナース就業継続支援事業説明会 第 1 回施設管理者セミナー」を開催することとしましたので、特段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、対象施設に対しましては、都から通知しておりますことを申し添えます。

#### 記

- 1 日時  
令和 5 年 5 月 2 6 日 (金曜日) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで (予定)
- 2 セミナー内容  
改正高年齢者雇用安定法の趣旨に沿った 定年後再雇用の制度と賃金例  
～法人利益を圧迫せず、現職職員のモチベーションを下げない方法～  
W J U 社会保険労務士法人代表社員 細田 真奈美 氏  
W J U 人事制度・管理会計・経営戦略コンサルタント 細田 譲治 氏
- 3 開催方法  
オンライン (Zoom) にて配信
- 4 対象施設及び参加対象者  
都内病院、有床診療所、高齢者施設、訪問看護ステーション等における施設管理者  
及び看護管理者
- 5 その他
  - ・ 申込方法等の詳細は、別添チラシをご参照ください。
  - ・ 東京都プラチナナース就業継続支援事業の内容及び今後の予定については、別添資料等を御参照ください。

#### 【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部  
医療人材課 (看護担当) 谷本・宮崎  
電話：03-5320-4447

## 令和5年度東京都プラチナナース就業継続支援事業について

### 1 目的

定年退職前後の看護職員が、定年後もそのキャリアを継続し、様々な職場で能力を発揮することができるよう、定年退職前からその後のライフプランを考え、多様な職場を知る機会を提供することにより、経験豊富な看護職員の潜在化を防止するとともに、定着・再就業の促進を図る。

### 2 プラチナナースセミナー

今後のライフプランに関する情報提供や定年後も看護職として活躍することを啓発する内容のセミナーを開催する。

(1) 対象者

都内施設に勤務又は都内在住で就業を希望している概ね50歳以上の看護職

(2) 開催方式

対面及びオンラインにて行う。

(3) 開催回数及び定員数

年4回開催し、定員は各回180名とする。(オンラインによる参加も受け付ける。)

(4) 申込方法

公益社団法人東京都看護協会東京都ナースプラザ(以下、「東京都ナースプラザ」という。)のホームページ又は往復はがきによる申込とする。

### 3 施設管理者セミナー

プラチナナースの活用方法や雇用における環境整備の必要性を紹介し、プラチナナースの採用を促進する内容のセミナーを開催する。

(1) 対象者

都内の病院や有床診療所、高齢者施設、訪問看護ステーション等の管理者・看護管理者及び採用担当者

(2) 開催方式

対面又はオンラインにて行う。

(3) 開催回数及び定員数

年2回開催し、定員は各回80名とする。(オンラインによる参加も受け付ける。)

(4) 申込方法

東京都ナースプラザホームページからの申込とする。

#### 4 職場体験会 ※別紙参照

プラチナナース世代による就業希望の多い高齢者施設や病院等において、看護業務の体験会を実施する。受入れ先の職場体験会実施施設（以下、「実施施設」という。）は、東京都ナースプラザから派遣するプラチナナース支援係員と連携して体験者の受入れを実施する。

##### (1) 対象者

都内施設に勤務している、または都内在住で就業を希望している、概ね 50 歳以上の看護職

##### (2) 実施回数、実施期間及び受け入れ人数

実施期間（クール）を、年 4 回に分け、実施する。

実施施設は、第 1 クールから第 3 クールのいずれか 1 クールで実施し、原則 3 名を受け入れる。参加者がいなかった場合、希望する施設は、第 4 クールにて追加実施を行う。

##### (3) 実施施設の要件

公募にて実施施設を募集し、年間実施施設 24 施設を選定、実施を依頼する。実施施設は以下の要件を満たしていることとする。（施設種別が病院の場合については、④又は⑤のいずれかも満たしていること。）

- ①当該施設において、50 代以上の看護師が勤務していること。
- ②当該施設の運営を 3 年間以上行っていること。
- ③直近 3 年間に外部監査からの指導や改善命令が入っていないこと
- ④プラチナナースのいる部署での職場体験、またはプラチナナースとの交流ができること。
- ⑤病院以外の法人内施設（高齢者施設等）も、同時に見学または体験できること。

##### (4) 事業実施に係る事務

###### ①協定の締結

東京都ナースプラザが「実施施設」を指定した後、実施施設は、東京都ナースプラザと「東京都プラチナナース就業継続支援事業に係る職場体験会実施についての協定」を締結する。

###### ②研修資料の作成

実施施設は、体験者に向けて、当該施設の看護師の業務の流れを説明するための研修資料を作成する。

###### ③保険加入手続

不測の事態に備え、体験者は保険に加入する。

東京都ナースプラザが一括して加入手続を行い、経費も支払う。

###### ④実績報告

実施施設は、東京都ナースプラザへ実績報告書、請求書等を提出する。

###### ⑤経費の支払

東京都ナースプラザは、実施施設から提出された書類を審査し、協定書に定める支払基準に基づき、経費を支払う。

- |  |
|--|
| ア 受入謝礼：体験者の受入・指導に係る謝礼<br>イ 管理費：研修資料の作成・連絡調整などの業務費、体験実施に必要な消耗品費 |
|--|

## 5 プラチナナース就職相談会

50 歳以上の看護職の就業を歓迎する、病院、診療所、高齢者施設、訪問看護ステーション等の採用担当者と、求職者または定年退職後の就業先を検討する就業者を集め、就職相談会を開催する。

### (1) 開催回数

年 2 回、開催する。

第1回

プラチナナース  
施設管理者  
セミナー

5月26日(金)

13:30~16:00

Web開催

受講料  
無料

講師ご紹介



細田 真奈美 氏

WJU社会保険労務士法人代表社員  
社会保険労務士



細田 譲治 氏

WJU人事制度・管理会計・  
経営戦略コンサルタント

改正高年齢者雇用安定法の趣旨に沿った

# 定年後再雇用の制度と賃金例

～法人利益を圧迫せず、現職職員のモチベーションを下げない方法～

お問い合わせ先

東京都ナースプラザ  
プラチナナース支援係  
TEL.03-6304-2940

【対象】 都内の病院・施設の施設管理者および看護管理者

【応募方法】 東京都ナースプラザホームページ  
<https://www.np-tokyo.jp/>より  
お申込み下さい。



【応募締切】 令和5年5月22日(月)

プラチナナースを  
戦力に!

令和5年度

# プラチナナース 就業継続支援事業を ご活用ください!



超少子高齢化社会を迎え、看護職の需要は高まる一方です。  
看護職確保の一番の近道は、今元気に働いているプラチナナースに、  
少しでも長く働き続けてもらうことです。  
当事業に参加して、プラチナナース活用を看護職確保につなげてみませんか?



## プラチナナース(定年退職前後の看護職)とは

- 専門職として熟練した看護技術と対人スキルを持っています。
- 人生経験による包容力、豊かな人間性と責任感を兼ね備えています。

雇用の効果

看護職人材  
の  
確保

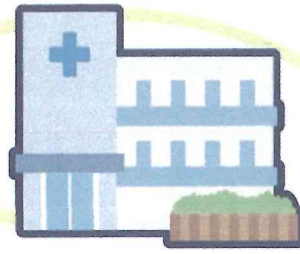
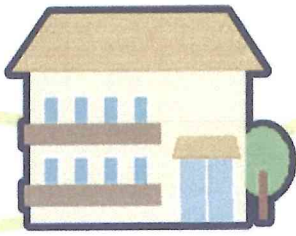
熟練した  
スキルによる  
看護の質の  
向上

利用者の話を  
じっくり聞く  
年輪を重ねた  
人生経験そのもの  
のスキル

ナースプラザでは「施設管理者セミナー」「職場体験会」  
「プラチナナース就職相談会」を開催します。

参加される  
病院・施設には  
こんな  
メリットが...

- 事業を通して、プラチナナースの理解を深め運営に役立てられます。
- 自施設のPRにつながります。
- 高齢者を雇用することで各種助成金制度(厚生労働省)が利用できます。



## プラチナナース施設管理者セミナー

参加費無料

メインテーマ 「プラチナナースを有効なマンパワーとして活用する」

【開催日時】 第1回 5月26日(金) 第2回 R6.3月7日(木) WEB開催 13:30~16:00

## 職場体験会

参加費無料

プラチナナースが勤務経験のない分野の看護業務を体験することで、そこで働く看護職のイメージを持てることを目的としています。定年後のキャリア選択の幅を広げるために、実施施設としてご協力ください。

【開催時期】 6月~7月/8月~9月/10月~11月

【開催施設】 高齢者施設・訪問看護ステーション等

体験会実施施設は体験会経費の支援が受けられます。

## プラチナナース就職相談会

参加費無料

“プラチナナースも歓迎”の病院・高齢者施設・訪問看護ステーション等を中心とした就職相談会です。転職を考えている看護職、定年後の職場探しや再就職を目指す看護職の方々に、ご自身の施設をPRするチャンスです。

【開催日】 第1回 10月 第2回 12月 開催予定

詳細は「東京都ナースプラザホームページ」

東京都ナースプラザ

<https://www.np-tokyo.jp/> をご覧ください▶



【お問合せ先】

東京都ナースプラザ プラチナナース支援係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-2-19 東京都看護協会会館内

TEL 03-6304-2940 FAX 03-5309-2064

【アクセス】 都営大江戸線「西新宿五丁目駅」出口A1またはA2から徒歩4分

● 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」2番出口から徒歩10分



参加費無料



プラチナナースとして

輝くために

生涯現役！



人生100年時代。今キャリアを終えるのはもったいない。

自分のライフスタイルに合った職場で、あなたらしく看護の仕事が続けてみませんか？

プラチナナースが、これからもキャリアを継続できるよう

東京都は支援事業を行っています。是非ご活用ください。

## 看護職向けイベント

### 01. プラチナナースセミナー

定年後の第二の人生を自分らしくデザインするために、プラチナナースの働き方やライフプランについて考えます。

### 02. 職場体験会

プラチナナースの方を対象に、今まで勤務経験のない分野の看護の仕事と職場を知っていただくための半日程度の体験コースです。

### 03. プラチナナース就職相談会

“プラチナナース歓迎”の病院・高齢者施設・訪問看護ステーション等を中心とした就職相談会です。転職や再就職を考えている方、定年後の職場探しや情報収集など、お気軽にご参加ください。

※プラチナナース：定年退職前後の看護職



## 01. プラチナナースセミナー

メインテーマ

「充実した第二の人生をデザインする」

日程●第1回 6月8日(木) 第2回 8月19日(土)

第3回 10月11日(水) 第4回 R6.1月13日(土)

※各回で講師、内容が異なります。

時間●13:30~16:00

会場●東京都ナースプラザ **WEBでも受講できます**

定員●180名

対象●おおむね50歳以上の看護職(下記①または②の方)

①東京都内の病院・施設に就業中の方

②東京都内在住で就業を希望する離職中の方

(①②とも応募にはeナースセンター登録が必要)

申込方法●「ホームページから」または「往復はがき使用」

プラチナナースとして  
輝きませんか?



## 02. 職場体験会

開催時期●6月~7月/8月~9月/10月~11月

開催施設●高齢者施設・訪問看護ステーション等

## 03. プラチナナース就職相談会

開催日●第1回 10月 第2回 12月 開催予定

詳細は「東京都ナースプラザホームページ」

<https://www.np-tokyo.jp/> **東京都ナースプラザ** でご覧ください▶



【お問合せ先】

東京都ナースプラザ プラチナナース支援係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-2-19 東京都看護協会会館内

TEL 03-6304-2940 FAX 03-5309-2064

【アクセス】●都営大江戸線「西新宿五丁目駅」出口A1またはA2から徒歩4分

●東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」2番出口から徒歩10分

本事業は、東京都が公益社団法人東京都看護協会に委託し、東京都ナースプラザが実施しています。

